

個人情報保護規程

第3版

エクサ・システムプランニング株式会社

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、エクサ・システムプランニング株式会社（以下「会社」という）就業規則第5条に基づき、会社が保有する個人情報の正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、会社の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

第2条 (用語の定義)

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるようになる情報を含む）をいう。

(2) 個人情報データベース等

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理、分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態に置いているものをいう。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

会社が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれがあるもの又は違法若しくは不当行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

(5) 本人

個人情報から識別される、又は識別され得る個人をいう。

(6) 従業者

会社の指揮命令を受けて会社の業務に従事する者をいう。

(7) 匿名化

個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

第3条 (会社の責務)

会社は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

第4条 (利用目的の特定)

会社は、個人情報を取扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2. 会社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
3. 会社は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

第5条 (利用目的外の利用の制限)

会社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、本規程第4条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

2. 会社は、合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取扱わないものとする。
3. 会社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで本規程第4条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱うことができるものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 健康衛生の管理上、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
4. 会社は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

第6条 (取得の制限)

会社は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ、適正な方法で行うものとする。

2. 会社は、思想、信条、宗教に関する個人情報及び社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。
3. 会社は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法令等の規定に基づくとき

- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき
 - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき
4. 会社は、前項第4号又は第5号の規定に該当して、本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

第7条 (取得に際しての利用目的の通知等)

会社は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知又は公表するものとする。

- 2. 会社は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って、契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、予め本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りではない。
- 3. 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利・利益を害するおそれがある場合
 - (2) 国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第4章 個人データの適正管理

第8条 (個人データの適正管理)

会社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ、最新の状態に保つものとする。

- 2. 会社は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止、その他個人データの安全管理のために必要かつ、適切な措置を講ずるものとする。
- 3. 会社は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業員に対する必要かつ、適切な監督を行うものとする。
- 4. 会社は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実かつ、速やかに破棄又は削除するものとする。
- 5. 会社は、個人情報の取扱いの全部又は一部を会社以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

第9条 (個人データの第三者提供)

会社は、次に掲げる場合を除く他、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 健康衛生の管理上、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
2. 次に掲げる場合において当該個人データの提供を受ける者は、本条の第三者に該当しないものとする。
- (1) 会社が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併、その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び該個人データの管理について、責任を有する者の氏名又は名称を、あらかじめ本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
3. 会社は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、若しくは本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

第10条 (保有個人データの開示等)

会社は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 会社の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
2. 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
3. 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

第11条 (保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

会社は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2. 会社は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

第12条 (個人情報保護管理者)

会社は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、会社における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2. 会社は、個人情報保護管理者を、常勤取締役より1名選出するものとする。
3. 個人情報保護管理者は、社長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
4. 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し、又は改善を行うものとする。
5. 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の全部又は一部を従業員に委任することができる。
6. 個人情報取扱事業者は、前号により従業員に個人情報を取扱わせるにあたっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ、適切な監督を行わなければならない。
7. 個人情報保護管理者は、派遣労働者に関する個人情報の適正管理に必要な措置に関して、派遣元責任者へ委任する。
8. 派遣元責任者は、個人情報の取り扱い業務に従事する従業員に対し、年1回以上の教育指導を行うものとする。
9. 派遣元責任者は、派遣労働者の個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得よう努めることとする。
10. 派遣元責任者は、派遣労働者から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や、職業経験等、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なくこれを行うこととする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、派遣元責任者は派遣労働者への周知に努めることとする。

第13条 (苦情対応)

会社は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、誠意を持って適切かつ、迅速な対応に努めるものとする。

2. 会社は、苦情対応責任者を、常勤取締役より1名選出するものとする。
3. 苦情対応責任者は、苦情対応の業務を従業員に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。
4. 苦情対応責任者は、派遣労働者の個人情報に係る苦情処理担当者として、派遣元責任者へ委任する。
5. 派遣元責任者は、派遣労働者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情があった場合、誠意を持って適切かつ、迅速な対応に努めるものとする。

第14条 (従業者の義務)

会社の従業員又は従業員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2. 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
3. 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく社長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第15条 (本規程の運用等)

本規程の運用及び実施に必要な事項は、別途定めるものとする。

第16条 (改廃)

本規程の改廃は、取締役会において行うものとする。

附 則

1. 本規程は平成23年6月21日より施行する。 (初版)
2. 本規程は平成23年9月21日より改定し施行する。 (第2版)
3. 本規程は平成24年4月1日より改定し施行する。 (第3版)

<改訂履歴>

日付	No.	改訂内容
平成23年06月21日	1)	初版
平成23年09月21日	1)	(本規程の運用等) 特定労働者派遣事業の届出に向けた附則事項の追加による条文の追加
平成24年04月01日	1)	(目的) 社名変更による記載内容の改訂